

平成 29 年 12 月 5 日
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
ガラスびん事業部

ガラスびん再商品化能力査定および落札可能量決定に関する基本的考え方について

落札可能量は、再生処理施設の設備能力、再商品化製品利用事業者引取り同意書の数量、協会査定の販売能力等により決定します。原則、下記(1)(2)(3)のうち、いずれか少ない量とします。ただし、下記(4)を踏まえたうえで落札可能量を決定する場合があります。

(1)再生処理施設の設備能力の上限

①一般廃棄物処理施設設置許可あり

→ 設備能力=1日当たりの許可能力×300日を上限とします。

ただし、協会割当可能能力を上限とします。

②一般廃棄物処理施設設置許可なし

→ 設備能力=0.6t×8h×300日=1,440トン上限とします。

ただし、協会割当可能能力を上限とします。

※時間当たりの処理能力、稼働時間、年間稼働日数について、事業者が上記数値より低い数値で申請している場合は、事業者の申請の数値を優先します。

※協会割当可能能力とは、全能力のうち、協会ルートの原料処理に割り当てることができる能力。原則、再商品化事業者の申告値とします。

(2)再商品化製品利用事業者引取り同意書の数量

再生処理事業者登録にて申請された引取同意書の年間の引取同意量の合計値とします。

(3)調達計画量(様式2の付属書)

①平成30年度の協会ルートからの調達計画量とします。

②平成29年度の調達計画量や直近の製品在庫が過大な事業者については、現地検査や個別ヒアリング、過去の販売実績などを踏まえ、判断します。過大かどうかの判断は、平成29年度の販売見込量や平成30年度の新規販売先への販売見込量の確実性等との比較によります。

(4)現地検査において原料在庫、製品在庫が過大である場合

現地検査において、協会委託分および協会委託外分の原料在庫、製品在庫が過大で、販売先が全体の在庫量に対して、十分に確保されていない場合、全体の在庫量を考慮したうえで、判断することがあります。

以上により決定した落札可能量は、各事業者へオンラインによる入札手続き受付開始日に通知します。また通知後に、販売実績の変動など特段の事由が生じた場合は、変更することがあります。

以上